

# 動物を飼っている方へ



動物は、飼っている人にとって家族であり、かけがえのないパートナーでもあります。

しかし動物を飼うにあたっては、守らなければならないルールやマナーがありますのでいくつかご紹介します。

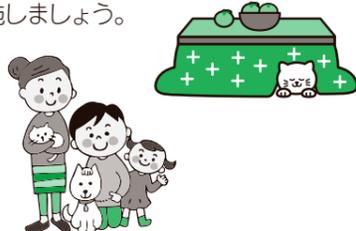
## ●犬の飼い主さんへ

- ①飼育犬の一生に1回の登録(町村役場へ)と、年に1回の狂犬病予防注射をしましょう。
- ②狂犬病予防注射の際に交付される注射済票は鑑札と一緒に飼育犬に装着しましょう。迷子になった時に役立ちます。
- ③散歩の時は必ずリードを着けましょう。犬のノーリードは東京都の条例で禁止されています。
- ④フンは放置せず、必ず持ち帰り処分しましょう。



## ●猫の飼い主さんへ

- ①不妊去勢手術をしましょう。不幸な猫を増やさないためにも、飼い主の責任で実施しましょう。
- ②身元表示をしましょう。連絡先を着けておくとも迷子になった時に役立ちます。
- ③室内で飼育しましょう。感染症予防、近所迷惑、交通事故の防止になります。
- ④近隣住民にも配慮した適正飼育を心がけましょう。ご近所には猫が嫌いな方もいることを忘れないで下さい。



## 1・2・3月の事業案内

健康相談・健診	健康に関する相談を無料でお受けしています。ただし、健診及び診断書の発行は有料です。 ＜健康診断実施日＞ 1月9日・10日 / 2月6日・13日 / 3月5日・6日	健康相談のため来所される方は、事前にご連絡ください。また、健診・検査は大島出張所にて予約制で実施します。
エイズ・性感染症検査	無料・匿名でHIV、梅毒、性器クラミジア感染症、淋菌感染症の検査が受けられます。	
検便(細菌培養検査)	1月21日・2月18日・3月11日 受付時間:9:00~11:00(大島) 新島・式根島・神津島についてはお問い合わせください。	事前に容器を取りに来てください(大島出張所・新島支所・式根島観光協会・神津島支所まで)。なお、利島にお住まいの方は大島出張所までご連絡ください。

## 医療従事者の皆さんへ

医師法等により12月31日現在の届出が必要です。医師・歯科医師・薬剤師は届出票を、保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は業務従事者届を提出して下さい。

**締め切り** 1月15日(火)までに保健所へ。

届出用紙は保健所まで。

**問い合わせ** 島しょ保健所大島出張所

☎ 04992-2-1436



### (大島・利島)

東京都島しょ保健所大島出張所  
東京都大島町元町字馬の背275番4  
TEL.04992-2-1436 / FAX.04992-2-1740

### (新島・式根島)

東京都島しょ保健所大島出張所新島支所  
東京都新島村本村六丁目4番24号  
TEL.04992-5-1600 / FAX.04992-5-1649

### (神津島)

東京都島しょ保健所大島出張所神津島支所  
東京都神津島村1088番地  
TEL.04992-8-0880 / FAX.04992-8-0882  
(医療機関案内サービス)  
保健医療情報センターひまわり TEL.03-5272-0303

島しょ保健所ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tousyo/index.html>

平成30年度  
(2018年度)

第4号

平成30年度  
登録第1号

# 保健所だより

発行: 島しょ保健所 大島出張所 新島支所 神津島支所

R100 古紙配合率100%



## 年頭挨拶



新年あけましておめでとうございます。

昨年4月より島しょ保健所長として就任させていただいております大久保仁恵でございます。

島しょ地域の皆様におかれましては、良き新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。また、日頃から島しょの保健所事業にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年は、9町村それぞれにおける連携会議で、ご議論・ご協力を賜りながら、島民の皆様のご意見をいただき、おかげさまで平成30年度から今後6年間の新たな「島しょ地域保健医療推進プラン」を策定することができました。まもなく、皆様のお手に取っていただける予定ですので、ぜひご覧いただき、それぞれの分野でご活用いただければと思います。

昨年も、西日本での豪雨による災害など全国で自然災害が発生しました。島しょ地域においては常日頃から厳しい自然環境に対峙しなければならない状況ですが、保健所では、こうした災害をはじめ感染症などの健康危機管理に対して、地域の皆様の健康と安全を守るため、東京都の事業所として備えをより強めているところです。

また、人生100年時代と呼ばれるようになった昨今、高齢になっても元気で生き生きと暮らすための“健康”が重要です。保健所は、健康を取り巻く食環境・暮らしの環境を守り、町村を支援して皆様の健康づくりのお手伝いをしてまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様にとって本年も幸多き年でありませう、祈念申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成31年 元旦

島しょ保健所長 大久保仁恵

新年、明けましておめでとうございます。

大島町、利島村、新島村、神津島村の皆様には、つつがなく新年を迎えられたことお慶び申し上げます。また、日頃より保健所の運営にあたり、ご理解とご協力を頂いていることに対しましても厚くお礼申し上げます。

さて、昨年もまた、国内では台風が数多く接近・上陸し、全国各地に数多くの大雨の被害をもたらしました。また、大きな地震の発生もあり、あらためて日本は災害が多い国であり、危機管理の重要性を再認識させられました。

昨年も大島出張所管内においては、幸いにも重篤な感染症や大規模な食中毒などの保健衛生上の大きな問題は発生しませんでした。今後も健康被害を未然に防ぐための取り組みや、万が一発生した場合の備えを充実させていく所存です。

今年も島しょ保健所大島出張所職員が一丸となって、健康危機管理や食品・環境衛生の向上、健康づくり事業の推進に努めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、本年が皆様にとりまして良い年でありますよう心から祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

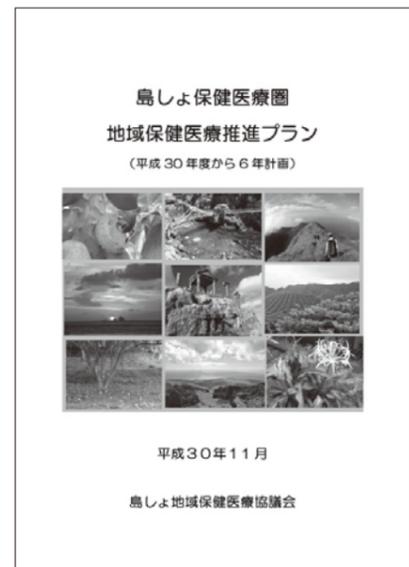
平成31年 元旦

島しょ保健所大島出張所 副所長 柳澤大輔

音声コード  
専用の読み上げ装置で内容を  
音声で聞くことができます。

# 「島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン」を策定しました

島しょ地域保健医療協議会<sup>(※1)</sup>は、平成16年3月に島しょに生きる人々が健康で生き生きとした生活を実現することを目指して「島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン」を策定し、その後5年ごとの改定を行ってきました。



今回も、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等による生活習慣病疾患の増加などの島しょ地域の社会情勢の変化、東京都における「第7次東京都保健医療計画」及び「東京都がん対策推進計画(第二次改定)」等の保健医療に関する計画の改定、さらに災害時の保健医療対策や、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会を控え、受動喫煙防止対策、感染症対策の強化等を踏まえ、島しょ保健医療圏域<sup>(※2-3)</sup>におけるさらなる保健医療の推進を図るために、平成30年度から6年間の新しい「島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン」を策定しました。

また、各町村におけるこれまでの取組みをコラムとして紹介しています。

島しょ保健医療圏地域保健医療推進プランは、東京都保健医療計画を踏まえ、地域の保健医療の現状と課題を明らかにするとともに、島しょ地域における取組目標を設定し、保健所・町村・保健医療機関が住民参加を促進しながらそれぞれの役割分担に応じた連携と協働を図り、もって島しょ地域の保健医療を総合的に推進するための包括的な計画となるものです。

※1 島しょ保健所では、地域特性を踏まえた総合的な保健医療施策を計画的に推進し、地域における保健衛生の向上と健康で安全な地域づくりを図るため、保健・医療・福祉の関係者が協議する場として、「島しょ地域保健医療協議会」を設置しています。

※2 島しょ保健医療圏は、二次保健医療圏の一つであり、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村の2町7村からなります。

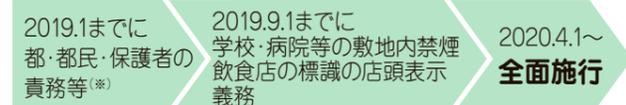
※3 保健医療圏とは、地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位のことです。日常生活に密着した保健医療を提供する一次医療圏(基本的に市町村単位)、健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する二次医療圏(複数の市町村を1ブロック単位)、先進的な技術を必要とする特殊な医療に対応する三次医療圏(基本的に都道府県単位)があります。東京都には二次保健医療圏は13の圏域が設定されています。

## はじめよう！ ”健康ファースト”

東京都は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街にするため、「子供を守る」「働く人を守る」という、「人」に着目した2つの対策を柱に、『東京都受動喫煙防止条例』を定めました。

### ■施行時期

施行は段階的に行い、2020年4月1日には全面施行します。



### ■主な施行内容

喫煙可能な場所への子供の立入禁止、児童・生徒への禁煙教育、敷地内もしくは

原則屋内禁煙(※施設により規制内容が異なります)等  
※他人に受動喫煙をさせることがないように努めなければならない等

条例に係るお問い合わせは、以下の番号へ

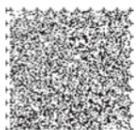
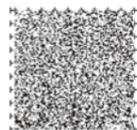
**0570-069690(もくもくぜろ)**

月～金(祝日・年末年始除く)9時から17時45分  
※相談は無料ですが、別途通話料がかかります

条例に関する詳細は、以下のホームページへ

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata\\_public.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html)

「とうきょう健康ステーション」



# 冬の感染症予防

(かからない・拡げない・安全に過ごす)

寒さが一段と厳しくなるこの時期、インフルエンザや感染性胃腸炎などにかかり、体調を崩す方が増える季節です。冬の感染症にかからない・拡げない・安全に過ごすためのポイントを今一度確認しましょう。

## (1)インフルエンザ(ポイントは3つ!)

### POINT① 手洗い

流水と石けんで手を洗う。アルコールを含む手指消毒液をすり込むことも有効です。

### POINT② 咳エチケット

咳やくしゃみが他の人に直接かからないよう、ティッシュや洋服の袖などでカバーする(おおう)。咳が続くときはマスクをつける。

### POINT③ インフルエンザと診断されたときの対応

水分と睡眠を十分にとって安静に過ごす。

学校や保育園に通う場合は指示された期間、登校や登園を控えます。職場には診断を伝え、少なくとも発熱中の出勤は控えます。

小児・未成年者では、インフルエンザにかかることにより、急に走り出す、部屋から飛び出そうとする等の異常行動が報告されています。抗インフルエンザ薬の種類や服用の有無に関わらず、インフルエンザと診断され、治療開始後2日間は、小児・未成年者を一人にしないようにしましょう。屋外に飛び出すことを防ぐため、できるだけ1階やベランダに面していない部屋に寝かせる、窓や玄関を施錠するなどの対策が必要です。

◎インフルエンザの予防接種は、主に重症化予防を目的とします。接種した2週間後から5か月程度効果を発揮します。これから接種を希望される方は、医療機関やお住まいの役場窓口にお問い合わせ下さい。

## (2)ノロウイルスによる感染性胃腸炎(ポイントは4つ!)

### POINT① 手洗い

流水と石けんによる手洗いが最大のポイントです。外から帰ったら、調理前、トイレやおむつ交換後、おう吐物の処理後に手を洗います。

### POINT② 食品を適切に扱う

食品(特に二枚貝)は中心部まで加熱し、調理器具は加熱するか、塩素系の漂白剤を用いて<sup>(※1)</sup>適切に消毒します。

### POINT③ おう吐物の適切な処理

部屋の窓を開けるなど換気し、処理する人は使い捨て手袋・マスク・エプロンを着用、ペーパータオルなど使い捨ての物品を用いて処理します。嘔吐物は広範囲に拡がることもあるため、吐いた場所の周辺数メートルを、塩素系の漂白剤を薄めて<sup>(※2)</sup>ふき取ります。

### POINT④ 感染が疑われるときの対応

通常は2日ほどで症状が治まりますが、乳幼児や高齢者は脱水症状を起こすことがありますので、水分補給を少しずつ、様子を見ながら行います。また吐いたものをのどに詰まらせないように注意しましょう。尿の量や回数が少ない、ぐったりしている、唇が乾燥しているなどがあつたら早めに受診しましょう。

塩素系漂白剤の濃度	用途	薄め方(5%濃度のハイターの場合)
(※1) 0.02%	調理器具など	原液10cc(ペットボトルのキャップ2杯)+2.5Lの水
(※2) 0.1%	嘔吐物の処理など	原液10cc(ペットボトルのキャップ2杯)+500ccの水

◎薄め液をペットボトルで作成する場合は、誤って飲まないように注意してください。